

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

平成 24 年 3 月 13 日

株主各位

東京都台東区柳橋一丁目 4 番 4 号
リアルコム株式会社
代表取締役 CEO 谷本 肇

平成 24 年 3 月 12 日開催の当社取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行する旨を決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

1. 新株予約権の名称

株式会社リアルコム第 15 回新株予約権（以下「本新株予約権」という）

2. 申込期日

平成 24 年 3 月 27 日

3. 割当日

平成 24 年 3 月 27 日

4. 払込期日

平成 24 年 3 月 27 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を MW 投資事業有限責任組合に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,800 株（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という）は 1 株とする）ただし、下記第 (2) 号乃至第 (4) 号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が、第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される、ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる計算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前割当株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整後行使価額

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第 10 項第 (2) 号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日後速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,800 個

8. 各新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 7,000 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という）は当初 18,000 円とする。ただし、行使価額は次項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第 (2) 号に掲げる各事由による当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合、または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{c} \text{新発行・処分} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1 株あたりの} \\ \text{払込金額} \end{array} \\
 \hline
 \begin{array}{c} \text{既発行株式} \\ \text{数} \end{array} + \hline
 \hline
 \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1 株あたりの時価} \\ \hline \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \end{array}
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第 (4) 号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、取得

請求権付株式または取得条項付き株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く)

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、またはかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための割当日の翌日以降これを適用する。ただし、株式分割のための基準日がある場合には、その翌日以降これを適用する。

③下記第（４）号第②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記第（４）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日無償割当ての場合は効力発生日）以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の取得と引き換えに下記第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付するばあい

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③のにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までの本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株 式 数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前行} & \text{調整後行} \\ \text{使価額} & \text{使価額} \end{array} - \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する既発行株式数は、調整後の行使価額が初めて適用される日（ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日に始まる30取引日の取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1カ月前の日における当社の発行済普通株式の総数～、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額を調整するとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11.本新株予約権を行使することができる期間

平成24年3月28日から平成25年3月27日

12.その他の本新株予約権の行使条件

各新株予約権の一部行使はできない。

13.本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知または公告を行ったうえで、当該取得日に本新株予約権 1 個あたり金 7,000 円の価額で残存する本新株予約権の一部または全部を取得することができる。

14.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15.本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使受付場所を宛先として、行使に必要な事項を F A X、電子メール又は当社及び当該行使を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第 18 項記載の行使受付場所に対する行使に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第 19 号に定める口座に入金された日に発生する。

16.新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17.本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した結果 6,452 円を参考に、本新株予約権一個の払込金額を金 18,000 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 24 年 2 月 17 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 20%上回る額とした。

18.行使受付場所

株式会社リアルコム コーポレートセンター

19.払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行神楽坂支店

20.新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後速やかに振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21.合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が、吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する）は、以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金及び再編当事会社による当該新株予約権の取得

それぞれ第11項、第13項及び第14項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

22.本新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

23.その他

(1) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上